

## 大河原町議会町民会議実施要綱

〔平成25年12月18日  
大河原町議会告示第3号〕

### (目的)

第1条 この要綱は、大河原町議会基本条例（平成25年条例第28号）第8条第4項の規定に基づき、町民会議（以下「会議」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (開催)

第2条 会議は議員又は各種団体等（以下「団体」という。）から開催申し出があつたときに、議会運営委員会が審査し必要性を認めたときを開く。

- 2 会議は原則として、町内で活動している団体と個別に行う。
- 3 会議の開催を希望する団体は、大河原町議会町民会議申込書（別記様式）を開催予定日の少なくとも1月前までに議長に提出するものとする。
- 4 会議の会場は、原則として委員会室とする。

### (議題)

第3条 会議の議題は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。

- (1) 町政に関すること。
- (2) 町議会に関すること。
- (3) その他議長が必要と認める事項に関すること。

### (役割分担)

第4条 会議における司会進行、記録者等の役割分担は、議会運営委員会で協議する。

### (結果公表)

第5条 会議の結果は、記録者が報告書を作成し議長に提出する。

- 2 前項の報告書は、大河原町議会だより及び大河原町議会ホームページ等で公表する。
- 3 町政に対する意見提言で重要なものは、議長の判断で町長に報告する。

## 附 則

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年　月　日

大河原町議会議長 様

団体等名

代表者 住所

氏名

電話

### 大河原町議会町民会議申込書

大河原町議会町民会議実施要綱第2条第3項の規定により、下記のとおり町民会議の開催を申し込みます。

記

#### 1 議題

(概要)

#### 2 希望日時

第1希望 年　月　日 ( ) 時　分～

第2希望 年　月　日 ( ) 時　分～

第3希望 年　月　日 ( ) 時　分～

#### 3 参加予定人員 人

#### 4 その他

申込先：大河原町議会事務局 電話 0224(53)2111 内線(411)

FAX 0224(53)2800

Eメール gikai@town.ogawara.miagi.jp